

◎花きの振興に関する法律

(平成二六年六月二七日法律第一〇二号) (衆)

一、提案理由(平成二六年六月五日・衆議院本会議)

○坂本哲志君　ただいま議題となりました三法律案につきまして申し上げます。

.....(略).....

次に、花きの振興に関する法律案は、花卉産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっており、こと等に鑑み、花卉産業及び花卉の文化の振興を図るため、農林水産大臣による花卉産業及び花卉の文化の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、花卉の生産者の経営の安定、花卉の輸出の促進等の措置を講じようとするものであります。

両案は、昨四日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、養豚農業の振興に関する件及び花きの振興に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○決議(平成二六年六月四日)

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よって政府は、「花きの振興に関する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密に連携し、一体となつて進めることができるよう、法第四条に基づく振興計画が全ての都道府県において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。

二 「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであり、具体的には、切り花、球根、花木類、盆栽等の鉢物、

芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、それぞれの特性に応じたきめ細かい振興策を講ずること。

三 花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。
右決議する。

二、参議院農林水産委員長報告（平成二六年六月二〇日）

○野村哲郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………（略）………

次に、花きの振興に関する法律案は、花卉産業及び花卉の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花卉の生産者の経営の安定、花卉の加工及び流通の高度化、花卉の輸出の促進、公共施設及び町づくりにおける花卉の活用等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長坂本哲志君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全

花きの振興に関する法律

会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

………（略）………
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二六年六月一九日）

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密に連携し、一体となって進めることができるよう、法第四条に基づく振興計画が全ての都道府県において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。

二 「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであ

り、具体的には、切り花、球根、花木類、盆栽等の鉢物、芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、それぞれの特性に応じたきめ細かい振興策を講ずること。

三 花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。